

「A I トランスフォーメーション人材育成事業」実施に係る企画・運営等業務仕様書

1 概要

本仕様書は、一般財団法人山口県デジタル技術振興財団(以下、「本財団」という。)が委託する「A I トランスフォーメーション推進事業」実施に係る企画・運営等業務(以下、「本業務」という。)の提案に関し、必要な仕様を定める。

2 本業務の趣旨・目的

山口県では、「やまぐちデジタル改革基本方針」の施策の3つの柱の一つである『デジタル・エリアやまぐち』の形成に沿ってデジタル人材の育成を推進しており、D X推進の鍵となるデザイン思考やA I・データ利活用等、D X創出に必要な技術を習得し、行政・企業等の内部でD Xを推進することができるリーダー人材を育成することとしている。

本業務は、この方針に則り、A Iや生成A I等が社会のあらゆる分野に浸透するA I時代の到来を踏まえ、県内企業・団体等のA I活用をサポートするとともに、本県におけるA Iを活用してD Xを実現する人材を育成するプログラムである「A I トランスフォーメーション人材育成事業」(以下、「本事業」という。)を実施するものである。

3 委託期間

契約締結の日から令和7年3月31日(月)まで

4 委託上限額

15,000,000円(消費税および地方消費税を含む。)

5 研修受講対象者および育成人数

現場の知見を持ち、A Iを活用したD Xの実現を目指す、山口県内の企業・団体や自治体等の職員および「デジテック for YAMAGUCHI」(<http://digitech-ymg.org/>)の会員を対象とし、30名程度の育成人数を想定するものとする。

また、本事業の事業効果を山口県内に紹介し、ロールモデルの横展開を図ることで、広く普及することを想定するものとする。

6 本業務の内容

(1) 研修の企画・実施

ア 目的

本事業は、開発者に限らず幅広い人材が、A Iや生成A Iの特性等を十分に理解して、A Iを活用したD Xを実現することで、国が定める「デジタルスキル標準 ver1.1」における人材のロールのうち、ビジネスアーキテクトやデータビジネスストラテジスト等の人材の育成を目指すものである。

イ 内容

①研修の企画

研修を実施するうえで、受託者は、A I 人材育成における専門的な知見から、A I トランスフォーメーション人材に必要なスキルやスキルレベルを明確化した企画書を作成し、提出するものとする。

また、企画書は、募集開始前の準備期間に、本財団と協議を行い、承認を得たうえで提出するものとする。

なお、研修企画書は以下の点を含めること。

- ・ A I トランスフォーメーション人材に必要なスキルとレベル
- ・ スケジュール
- ・ 運営方法、役割等の実施体制
- ・ 研修カリキュラム
- ・ 受講者募集に関する提案
- ・ 各研修の目的や詳細内容
- ・ A I や生成A I を活用するための知識やスキルが習得できる工夫
- ・ 企画立案から実行段階までに必要なビジネスノウハウ等を習得できる工夫
- ・ 事業終了後に研修で学んだ知識やスキルを活かすための実践的な研修内容やフォローアップ
- ・ 受講者のモチベーションを高める工夫

また、上記以外に効果的と思われる独自の提案がある場合は、委託上限額の範囲内において含めること。

②研修の実施

研修の実施においては、以下の点を含めること。

- ・ 受講者の負担軽減を考え、必要な知識・スキルを効率的に習得できる内容や方法を検討すること。
- ・ 研修資料（研修教材、研修振り返り教材）を準備すること。様式については、事前に本財団に承認を得るものとする。
- ・ 受講者に対するアンケート（レポート）の作成・集計及び分析を行うこと。

ウ 開催方法と規模

- ・ 原則的にオンサイトでの実施を想定しているが、受講者の負担軽減等のため、研修に支障のない範囲でオンラインによる実施等を検討し、30名程度が参加可能な環境を整え実施すること。
- ・ オンサイトはやまぐちDX推進拠点「Y-BASE」（以下、「Y-BASE」という。）を活用すること。なお、研修会場については本財団が用意する。
〔「Y-BASE」の所在地〕

山口県山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口10階

エ その他事項

オンラインにて研修を実施する場合、以下の点について用意・実施すること。

- ・受講者は、各自のPC等を使用して受講することを想定するが、それぞれの環境が異なることについて十分留意し、研修実施の環境を構築すること。また、当日は進行管理を行うこと。
- ・研修の動画を記録し、提出すること（mp4形式とする）。動画ファイルの容量は、ダウンロード負荷等を考慮し、視聴に支障がない程度にできる限り少量化すること。
- ・研修受講者が明確になるよう、接続者の情報一覧を提出すること。
- ・受託者側の研修主催環境に係る設備等は受託者にて準備すること。

（２）発表会の企画・実施

ア 目的

受講者はA Iを活用した企画案を実行段階に移すための方法を理解するとともに、プレゼンテーションスキルを習得する。

また、本事業の効果を持続させるため、受講者およびその関係者や、県内の企業・団体・自治体等に所属する者等に、本事業の目的や内容について広く説明し、組織におけるA Iトランスフォーメーション人材の重要性を理解するとともに、県内におけるA Iトランスフォーメーション人材の未来を見据えた継続的な活躍の場を広げるイベントを実施する。

イ 内容

①発表会の企画

受託者は、発表会について企画書を提出すること。

また、企画書は、募集開始前の準備期間に、本財団と協議を行い、承認を得たうえで提出するものとする。

なお、発表会の目的を効果的・効率的に実施できる内容であれば、オンラインイベントに追加してホームページを作成する等の実施方法についての提案も受け付けるものとする。

なお、企画にあたっては、以下の点について含めること。

- ・スケジュール（実施回数、実施タイミングを含む）
- ・運営方法、役割等の実施体制
- ・参加者募集方法の提案
- ・本事業の目的やプログラム等の内容
- ・A Iトランスフォーメーション人材の重要性に関する説明
- ・有識者によるA Iや生成A Iを活用した事例等の講演
- ・本事業の事業効果を山口県内に広く紹介できる工夫
- ・受講者による研修で作成した企画案のプレゼンテーション
- ・研修成果に対する有識者による講評等、受講者の今後の業務における有益なフィードバックを得られる工夫

また、上記以外に効果的と思われる独自の提案がある場合は、委託上限額の範囲内において含めること。

②発表会の実施

実施においては、以下の点を含めること。

- ・受講者および参加者に対するアンケート（レポート）の作成・集計及び分析を行うこと。
- ・発表会の動画を記録し、提出すること（mp4形式とする）。動画ファイルの容量は、ダウンロード負荷等を考慮し、視聴に支障がない程度にできる限り少量化すること。

ウ 環境整備と規模

- ・オンサイトおよびオンラインでの実施を想定しており、受講者に限らず県内の企業・団体・自治体の職員等が広く参加可能な環境を整え実施すること。
- ・やまぐちDX推進拠点「Y-BASE」（以下、「Y-BASE」という。）を活用すること。なお、「Y-BASE」所在地のニューメディアプラザ山口には200名程度収容可能な多目的シアター等があるほか、ニューメディアプラザ山口に限らず、その他のイベント会場を提案することも可能とする。

〔「Y-BASE」の所在地〕

山口県山口市熊野町1-10 ニューメディアプラザ山口10階

（3）本業務における共通留意事項

- ・本財団と協力して本事業を県内に効果的かつ幅広く周知・参加者および受講者の募集を行い、各募集が定員に達した場合には、本財団と協議したうえで、参加者や受講者の選考を行うこと。
- ・参加者および受講者の募集にあたっては、研修案内のパンフレットを作成し提出すること。様式については、事前に本財団に承認を得るものとする。
- ・また、本業務の実施に関する費用は、全て受託者の負担とすること。ただし、オンサイトにて行う研修で使用または発表会で活用する場合、会場の「Y-BASE」およびニューメディアプラザ山口の多目的シアターは本財団が用意する。

（4）その他

- ・各研修に必要な場合の講師の選定にあたっては、講師は研修内容に係る十分な経験を有する等、最新の知見を有する者であることとし、研修内容や受講者等に応じて適切な人選を行い事前に本財団に承認を得るものとする。
- ・そのほか（1）～（3）の業務の具体的な実施にあたっては、本財団と協議を行うこと。
- ・本事業を効果的な内容とするため、広報や参加者の募集について本財団と協力体制を構築し、提案を行うこと。
- ・本事業の事業効果を山口県内に広く紹介し、ロールモデルの横展開を図ることができる仕組みを提案に含めること。
- ・本事業を持続可能性のある取り組みとするための提案を含めること。
- ・その他、実践的なAI人材の育成に効果的と思われる独自の取組がある場合は、委託上限額の範囲内において、提案に含めること。

7 スケジュール

上記6の業務については令和7年2月までに終了することを想定しているが、効果的・効率的な提案を行い、本財団と協議のうえで決定すること。また、受託者は、このスケジュールを実現するための作業スケジュールを実施計画書に明示すること。

8 本業務の実施体制

- (1) 受託者は、本業務を円滑に実施するため、実務経験のある講師を十分確保したうえで業務量の変動に応じた適正な人員配置を行い、効果的かつ効率的な運営が可能な体制をもって本委託事業を実施することとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、プロジェクト全体を総括する責任者（以下、「責任者」という。）を配置し、効率的なプロジェクト管理をすること。
- (3) 受託者は、業務遂行における体制を明確にし、作業に従事する者（責任者を含む。）の氏名及びその連絡先を明記した作業体制表を本契約締結時に提出すること。
- (4) 不測の事態が生じたとしても本業務の履行が継続できるよう、適切な体制を確立すること。
- (5) 原則として、履行期間を通じ、業務遂行における体制の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合には、本財団に申し出ること。

9 実施計画書の提出

- (1) 受託者は、本業務の履行に当たり、あらかじめ、実施体制、実施スケジュール等を記載した実施計画書を提出し、本財団の承認を得ること。
- (2) 受託者は、実施計画書の提出に当たり、キックオフ会議を開催し、実施計画書の内容について説明を行うこと。

10 成果物

- (1) 次に掲げる成果物を提出すること。なお、提出する成果物の様式、記載内容及び納入期限の詳細について、事前に本財団と協議し、承認を受けたうえで決定すること。
 - ・実施計画書
 - ・打ち合わせ対応記録
 - ・上記6の業務に係る資料・教材
 - ・本事業の実績報告書
- (2) 本業務の履行のために作成された成果物等の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）その他一切の権利は、本財団に帰属するものとする。
- (3) 成果物は、紙媒体2部及び電子媒体（CD-R等）1部を提出すること。

1 1 再委託

- (1) 受託者は、本業務の全部又は一部を第三者に委託又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により本財団と協議し、承認を得た場合はこの限りではない。
- (2) (1)により本財団が承認した場合には、承認を得た第三者も受託者としての義務を負うものとし、受託者は、当該第三者にこの義務を遵守させるために必要な措置を取らなければならない。その後に承認を得た第三者についても同様とする。
- (3) (1)により本財団が承認した場合であっても、受託者は、本財団に対し、承認を得た第三者の行為について全責任を負うものとする。

1 2 機密保持

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたって、知り得た情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された場合においても同様とする。
- (2) 受託者は、本財団から提供された資料等（以下、「資料等」という。）を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。
- (3) 受託者は、資料等を本業務の目的以外のために複製及び加工してはならない。
- (4) 受託者は、本業務終了後、速やかに資料等を返還すること。

1 3 情報セキュリティ管理

情報セキュリティ管理については、個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、別記「個人情報取扱特記事項」、一般財団法人山口県デジタル技術振興財団プライバシーポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

1 4 その他

- (1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、山口県及び本財団と常に密接な連携を図り、事業の各段階で協議を行うこと。また協議内容については、議事録等を作成し、提出すること。
- (2) 本業務の実施に要する費用は、全て受託者の負担とすること。
- (3) 写真・説明等に係るデータなどは、受託者において用意すること。なお、その際は、著作権等の問題が生じないように十分留意すること。
- (4) 本業務により提出される成果物については、山口県及び本財団の取組の一環として公表する可能性があること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項又は本業務の実施に関し疑義が生じた事項については、本財団と受託者が協議の上、解決するものとする。

以上